日本税務会計学会

平成30年3月 月次研究会

#### 般社団法人の活用と税制改正

では、主務官庁による許可

的改革に関する基本方針)

れた。一般社団法人・一般 な非営利法人制度が創設さ

制度について見直しがなさ

関わらず、準拠主義(登記) 行う事業の公益性の有無に 財団法人については、その

主義によっていた公益法人

平成15年6月27日の閣議

性の有無に関わらない新た

#### はじめに

しかし、「民

回避スキームに対処するも ることによる相続税の租税 般社団法人に財産を移転す 旨の規定が創設された。 特定の一般社団法人等を個 人とみなし相続税を課する 平成30年度税制改正では 制改正である。

は損なわれる。 めることとなり税の中立件 この場合には経済活動を歪 妨げることにもなりうる。 社団法人等の非営利活動を 公益法人改革に沿った一般 間が担う公益」を目指した

## 一般社団法人制度創設の経緯と特徴

の批判があり、時代の変化 の制定から100年以上も との指摘がある。同閣議決 利活動の妨げになっていた 補助金・天下りの受け皿等 公益性の判断が不明確で、 見直しが行われておらず、 れた。その背景には、民法 定では、法人格の取得と公 益性の判断や税制上の優遇 に対応した国民による非営 は、法人の資産に対する持 法人の構成員である社員 利法人とは異なり一般社団 うことではない。また、営 得できることとなった。 益を上げてはいけないとい 分配しないということで利 意味は、構成員に剰余金を によって簡単に法人格を取 ここで非営利の法律上の

員の資格については定款に 仮に社員の得喪を理事会の 取りのリスクがある。社 その他の特徴として、乗

与として一時所得として所

ると結論付けた。このよう

めに様々な問題が生じてい

措置が一体となっているた

の優遇措置と分離し、

利子[日本橋] 多く社員とすることで、最 ちにとって都合の良い者を 取りを目論む理事は自分た 決定事項とした場合、乗っ 総会を支配し、一般社団法 高意思決定機関である社員

社員資格を得喪する権限は なる。これを防止するには 社員総会の決議事項とする ととが考えられる。 人を乗っ取ることが可能に

### る理由 相続税対策に一般社団法人が利用され

財産の分配を受けることが 構成しない。ところが社員 でも構わない。従って一般 規模の組織に必要な人員 いた相続対策が横行すると は持分を有しないにもかか 持分がないため、一般社団 社団法人は大変コンパクト できる。一般社団法人を用 わらず、最終的には、残余 に運営や活用が出来る。 は、社員2人と理事1人で 法人の<br />
純財産は相続財産を また、一般社団法人には 一般社団法人設立の最低 社員と理事は同一人

の解散によって、社員等に る。なお、一般社団法人等 律が異なるという特徴があ 時の残余財産についての規 という。)は、剰余金と解散 財産の分配に関する規定と る。以下、剰余金及び残余 合の課税関係は、当該社員 法律」(以下「一般法人法\_ 及び一般財団法人に関する を規定する「一般社団法人 立法趣旨を確認する。これ 《余財産の分配があった場 は次による2。 一般社団法人等について

ととなった理由がそこにあ の効力を有しない(一般法 える旨の定款の定めは、そ 解散時の残余財産の分配 法人の基本的性格に反する 法人であるという一般社団 金が分配できない理由は、剰 員総会は、社員に剰余金を 産の分配を受ける権利を与 ためであるとされている」。 余金の分配を目的としない 第35条第3項)。社員に剰余 とができない(一般法人法 分配する旨の決議をするこ 金の分配と残余財産の分配 人法第11条2項)。また、社 般社団法人における剰余 社員に剰余金又は残余財

第2項)。この規定の趣旨 総会で決議することができ 定款に定めが無い場合は、 る (一般法人法第239条 その帰属は、清算人の社員 残余財産の帰属について

の帰属についても法人の自 することは困難である。ま 律的な意思決定に委ねると 法人については、残余財産 た、準拠主義で設立される の持分はなく、営利法人や は法人財産について社員等 公益法人のように残余財産 に関する規律を一律に決定

る。この場合の特定の一般 理事の数が理事の総数に対 等一定の同族関係を有する 理事とその三親等内の親族 個人とみなし相続税を課す 場合、その時価純資産額の の場合を含む)が死亡した 5年内に理事であった一定 社団法人等とは、死亡した 規定する非営利型法人等を して1/2を超える一般社 へ税法第2条第9号の2に (公益社団・財団法人、法 定額について当該法人を

事の数に1を加えた数で除 課税対象額は、当該法人の 66条第4項の適用により贈 してもとめる。相続税法第 時価純資産を上記の同族理

法人等は、残余財産を帰属 とが相当である。ただし、 の指摘があるが、例えば、 くなる。ところで一般社団 営利法人との区別がつかな 産に対する持分を持つこと ことは、社員等が法人の財 配を受ける権利を付与する 剰余金または残余財産の分 定款であらかじめ社員等に させることを禁止すべきと につながるおそれがあり、

そこで、一般法人法におい はないとの考え方がある。 者が拠出した財産を用い いて特段の制限を設けてい ては、残余財産の帰属につ 者に帰属させることを一律 念頭に置くと、社員や設立 社員から集めた会費や設立 行う法人が解散した場合を て、もっぱら対内的事業を に禁止すべき合理的な理由

0

続い合

# 一般社団法人に関する税制改正の内容

相続税法第66条の2(新設)

団法人等である。相続税の

の定めがないこと等の一定 る。改正の内容は、贈与税 の要件に該当するときとさ の数のうちに占める割合を 結果と認められる事柄につ 等の負担が不当に減少する 件を明確にしたことであ で、改正内容はその課税要 税等を課するという規定 該法人を個人とみなし贈与 結果と認められるときに当 等の負担が不当に減少する いて、親族等の数が役員等 与等があった場合に贈与税 定の一般社団法人等に贈 相続税法第6条第4項は、 / 3以下とする旨の定款

## 相続税法第66条の2の創設の効果

活用した相続税逃れ」に対 いわゆる「一般社団法人を この規定の創設により、

続税逃れのハードルが高く と評価できる。この種の相 しては、抑止力を持つもの

限度として控除される。 相続税法第66条第4項の課 場合は、上記の相続税額を 与税又は相続税が課された はりるは同の族

性もある。

当数いるであろう。遺贈先に立てたいと考える者も相 続 人以外に遺贈して社会の役 では、自分の財産を相続 定相続人が兄弟姉妹の相 増加が予想される。特に 今後「おひとりさま相続」 もある。少子高齢化によ より妨げられる利他的活 一方で、この規定の創設

VI おわりに

ることとなる。

るな的 は難しい。課税逃れに網を 公平な課税制度を作るの 現に寄与するものであ 定の創設は公平な課税の 活動にも影響が出てく にそぐわない他の善意的 を根付かせるためには、 けようとすると立法の目 けれども日本に寄付文 相続税法第66条の2の

も考慮した税制改正の検討 一般社団法人等の事業内容

頁(平成19年 新日本法規) 財団法人の設立・運営」24 「Q&A新しい社団法人・ 宇賀克也・野口宣大共著

てはさらなる課税強化の可 行令第4条第6項では、同るであろうか。法人税法施 と全くの第三者を理事にす ている。今後、状況によっ ということがこのスキーム 株主」の範囲が定義され との規定が引用され「同 ものとみなす規定があ 意している者の議決権 議決権を行使することに 親族の意見と同一の内容 目的であろう。そうする けながら相続税を免れる を多くしなければならな メンバーには第三者の割 った。例えば、理事の構 当該同族親族等が有す 財産評価通達188で 実質的に財産の支配を 2の創設により、 このよう 財産移転が可能である。し 営が大がかりになってしま 場合の遺贈先を法人税法第 されることとなった。この の立法趣旨にも合致する。 を設立しそこに遺贈するこ び理事とする一般社団法人 た場合、一番手軽にできる たい人たちへの奨学金とし の要件を備えれば非課税で を公益社団法人等とし一定 が担う公益」の芽が摘まれ である。結果として「民間 ばこのような組織の運営コ 法人にすれば、相続税課税 とである。これは本来の公 かし、例えば自分が応援し う。かなりの遺産が無けれ は免れる。ただし組織の運 2条第9号の2の非営利型 人とみなし相続税課税がな な目的の一般社団法人も個 行為であるし、一般法人法 益法人改革の本旨に沿った ことは甥など親族を社員及 ストを捻出することは困難 しかし、相続税法第66条の て遺産を提供したいと考え